

令和6年第4回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和6年12月16日（月）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

　日程第 1 総務産業常任委員長報告

　日程第 2 教育民生常任委員長報告

　日程第 3 議員辞職の件

3 閉会



# 令和6年五城目町議会 12月定例会会議録

令和6年12月16日午前10時00分五城目町議会12月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

1番 小玉正範	2番 伊藤信子
3番 中村司	5番 佐沢由佳子
6番 石川重光	7番 松浦真
8番 工藤政彦	9番 荒川滋
10番 椎名志保	11番 斎藤晋
12番 石井光雅	13番 佐々木仁茂
14番 舘岡隆	

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

なし

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町長	渡邊彦兵衛	副町長	澤田石清樹
教育長	畠澤政信	総務課長	東海林博文
まちづくり課長	柴田浩之	税務課長	鳥井隆
会計管理者	石井政幸	議会事務局長	千田絢子
農林振興課長	大石芳勝	商工振興課長	小玉洋史
建設課長	猿田弘巳	学校教育課長	工藤晴樹
生涯学習課長	越高博美	住民生活課長	石井一
健康福祉課長	館岡裕美	消防長	佐々木貴仁
総務課課長補佐	小玉重巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議会事務局長 千田絢子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。



午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数14名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。8番工藤政彦委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） おはようございます。令和6年12月定例会において当総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案11件、陳情2件であります。

これら審査のため、総務産業常任委員会室において12月12日午前10時から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は、7名の全員であります。参与には、東海林総務課長、柴田まちづくり課長、鳥井税務課長、石井会計管理者、千田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長はじめ関係職員。書記には、総務課 笹川係長、齋藤主任、建設課 畠山主任、商工振興課 佐藤主事を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第67号、損害賠償の額を定めることについてであります。

本案は、令和6年10月22日、五城目町馬場目字坊井地地内の町道坊井地線において、道路を横断する側溝が破損したことにより、グレーチング蓋が跳ね上がり、走行中の普通自動車が損傷したことについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求められたものであります。

損害賠償の額は19万1,499円であります。このことについて、自治体側（町）に公の营造物（町道の道路側溝）の設置又は管理に瑕疵があったものとして、全国町村会総合賠償補償保険の適用を受けるものとするものであります。

なお、損害額については、19万1,499円であり、自治体側（町）の過失割合は100%とする旨の通知を受けており、保険で支払われる金額は19万1,499円であります。

示談の内諾については、令和6年11月22日に得ているものです。

委員からは、グレーチング蓋の跳ね上がりは除雪で破損したものではないか、また、建設課で道路パトロール等を行い、破損箇所の早期発見は重要であるが、職員全員が地域の道路を管理する姿勢も大切と思うとの意見がありました。

当局からは、現場の箇所を確認したところ、以前の側溝そのものを補修したような痕跡があったので、除雪作業によるものではなく、老朽化による破損かと思われます。また、パトロールについては、青空号のパトロール時や住民からの通報、町内会長からの情報があった際は、異常箇所への即時対応をするようにしております。管理職員で組織する庁議の中で、各職員の通勤時あるいは帰宅時にそのような異常を発見した場合は、建設課へ情報を提供していただくことを取り決めていますとの答弁がありました。

そのほかに特に意見もなく、議案第67号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第68号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてであります。

本案は、令和6年6月7日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年3か月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとされたことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に条項ずれが生じたため、この条項を引用している関係条例の一部を改正するため議会の議決を求められたものであります。

委員からは特に意見もなく、議案第68号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第69号、組織機構改革等に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてであります。

本案は、五城目町第7次行政改革推進プログラムに基づき、組織機構改革及び職員の定数を変更するため、関係条例の一部を改正するため議会の議決を求められたものであります。

委員からは、消防について33人から34人に改めるということだが、現状より何人増となるのかとの質疑に対し、当局からは、現状は29人なので5人増というところを目指しているとの答弁でした。

また、委員からは、以前、湖東消防と合併による統合という話があったが、あの時の反対の理由は消防庁舎が古いことが一つ、もう一つは消防職員が29名と多いことなどであったと記憶する。34人まで枠を広くしていいのかとの質疑に対し、現状、町は単独消防なので、消防庁からの指針によれば四十数名が基準で、この34名についても実際は低いようであるとの答弁でした。

そのほかに委員からは、税務課と出納室が一緒になって税務会計課になるとのことだが、会計管理者の権限が税務会計課長に移るということになった場合、単純に考えて会計管理者と税務課長が兼務されると、その二重の業務を一人で行うという状況になり、負荷が増えることのないように業務分担を考慮していただきたいこと、農業委員会は3名から2名にするということだが、農業政策に力を入れていくのであれば、減らすのではなく現状のままでいくという選択もあったと思うがとの質疑に対し、当局からは、定数条例では、このような職員数になっているが、職員数の問題だけではなく、兼務部分については実態に合わせて対応してまいりたいとの答弁でした。

そのほかに特に意見もなく、議案第69号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第70号、五城目町予約式乗合タクシーに関する条例制定についてであります。

本案は、現行の町乗合タクシーの使用料を一律3000円に定めるとともに、運行内容については道路運行法等の規定に基づき、規則と五城目町地域公共交通協議会で定める事業実施計画に委任するため、五城目町生活交通バス運行条例を廃止し、当該条例を制定するため議会の議決を求められたものであります。

新しい条例では、五城目地区を含む全町を対象とした戸口運行を実施すること、五城目地区内の拠点間移動を可能とすること、使用料を一律300円で統一することの3点を変更するため、東北運輸局へ認可申請を行い、来年2月からの運行開始を目指して準備を進めるものです。

委員からは、バスの運行本数と運行状況、利用人数などの質疑があり、当局からは、馬場目、富津内、内川の3路線で、それぞれ時間を決めながら1日5往復であり、令和5年度は馬場目線で延べ利用者2,529人、富津内線で1,208人、内川線では1,924人であるとの答弁がありました。

そのほかに特に意見もなく、議案第70号は、全会一致で可決すべきものと決してお

ります。

次に、議案第71号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、令和6年度の人事院勧告を受け、令和6年4月1日から給料表の改定、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の引き上げ等を実施するため、当該条例の一部を改正するため議会の議決を求められたものであります。

委員からは、各自治体でのラスパイレス指数は違うと思うが、当町ではどのように決めているのかとの質疑があり、当局からは、このたびの一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴うラスパイレス指数については、現状、計算していないとの答弁がありました。

そのほかに特に意見もなく、議案第71号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第73号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてであります。

本案は、井川町・潟上市共有財産管理組合が令和7年3月31日をもって解散することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があるため、組合規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求められたものであります。

委員からは特に意見もなく、議案第73号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第74号、馬場目岳周辺自然ふれあい施設盆城庵及び五城目町地域資源活用総合交流促進施設清流の森の指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条第1項の規定により算定した馬場目岳周辺自然ふれあい施設盆城庵及び五城目町地域資源活用総合交流促進施設清流の森の指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該施設の指定管理者として指定するため議会の議決を求められたものであります。

委員からは、指定管理者である清流の会の努力によって田舎の原風景の良さを発信し、より多く利用される施設にするために建物の維持は町の課題の一つであり、見合ったような支援を町としてこの施設にすべきかどうかということは今後検討すべきではないかとの意見がありました。

そのほかに特に意見もなく、議案第74号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第81号、専決処分（第10号）の承認を求めるについて、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第4号）についてあります。

本案は、令和6年度五城目町一般会計において、10月9日に衆議院が解散され、10月27日に実施された衆議院議員総選挙関係の費用について、令和6年10月9日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、報告し承認を求められたものであります。

委員からは、票の計数器の借り上げについて、借り上げ続けたほうがいいのか、購入すべきものであるのかとの質疑があり、当局からは、現状では人手不足であることから、機械でもって対応できるところは対応していきたいと考えており、故障などにも対応でき、常に新しいもので集計できるということであれば、借り上げを優先して考えていますとの答弁がありました。

また、委員からは、計数器の使用により開票時間がどのくらい短縮されたかとの質疑があり、当局からは、国民審査で丸がついているかどうかの判定に効力を発揮し、全体として前回と比較すると1時間は短縮になっており、効率的に運用されたとの答弁がありました。

続いて、議案第82号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第5号）の関係部分についてあります。

補正予算の主なものが、委員からは、除雪事業者の高齢化によるオペレーター不足が今後考えられ、除雪作業が滞ることが懸念されるが、この場合、町としてどのように対応するのかとの質疑があり、当局からは、建設業協会とは災害時の協定を結んでいるので有事の際への対応はしていただけるものと考えておりますとの答弁がありました。

それから、森山森林公園管理費で漏電による光熱費の増の報告があったが、ブレーカーなどの遮断機的なものはないのかとの質疑があり、当局からは、通常想定される場所ではなく、ブレーカーが無いポンプで水を送っていくところからの漏電だったので、検知できなかったとの答弁がありました。

住宅管理総務費の住宅リフォーム補助金が272万円の減額だが、実績件数はどれくらいかとの質疑があり、当局からは、令和6年度の災害住宅リフォーム補助金交付金交付件数は6戸であるが、8万円に満たない家もあり、一戸は6万9,000円、もう一

戸は4万2,000円、その他4戸は8万円ですとの答弁でした。

そのほかに特に意見もなく、議案第82号の関係部分については全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第84号、令和6年度五城目町水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入の補正は、令和5年度災害復旧事業債の額の確定による一般会計からの利子償還金に対する補助金及び杉ヶ崎墓苑の給水管漏水修繕代の補正で15万2,000円を補正するものであります。

収益的支出の補正は、黒土簡易水道の統合事業に関する実施設計について事業自体を資本的支出へ置き換える補正、令和5年度災害復旧事業債等の額の確定に伴う企業債利子の補正、人事院勧告に基づく人件費などの補正となっており、508万4,000円を減額補正するものであります。

次に、資本的収入の補正は、令和5年度災害復旧事業債の額の確定による一般会計からの元金償還金に対する出資金の補正、黒土簡易水道の統合事業に係る実施設計に対する公営企業債の補正となっており、510万8,000円を補正するものであります。

資本的支出の補正は、黒土簡易水道の統合事業に係る実施設計について、収益的支出から置き換える補正、令和5年度災害復旧事業債の額の確定に伴う企業債元金の補正となっており、515万4,000円を補正するものであります。

委員からは、水道料と下水道の請求はどのようにになっているかとの質疑があり、当局からは、今現在は水道料に関しては黒土の簡易水道組合のほうからそれぞれの家々に請求を行っております。また、下水道料に関しては、水道料と一緒に下水道使用料は請求されており、その下水道料金のみを水道のシステムのほうで整理しておりますとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第84号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続いて、議案第85号、令和6年度五城目町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

収益的収入の補正は、下水道使用料の実績見込みによる補正、内水浸水対策検討業務等の実績見込みによる国補助金、町からの負担金の補正、想定区域図作成に係る一般会計からの負担金及び国庫補助金の補正、人事院勧告に基づく人件費などの補正に対する

町からの補助金の補正となっており、67万9,000円を減額補正するものであります。

収益的支出の補正は、令和5年度公営企業債の額の確定に伴う企業債利息の補正、人事院勧告に基づく人件費の補正となっており、41万5,000円を減額補正するものであります。

次に、資本的収入の補正は、国の補正予算による流域下水道事業の前倒しによる本町分の負担金に対する企業債の補正、内水浸水対策実施設計業務に関する国補助金と企業債の補正となっており、1,200万円を補正するものであります。

同じく資本的支出の補正は、国の補正予算による流域下水道の負担金、内水浸水対策実施設計業務に係る補正として1,204万8,000円を補正するものであります。

委員からは、雨水処理負担金はどういう意味なのかとの質疑があり、当局からは、浸水対策事業を行っており、浸水想定区域図などの整備をするために一般会計が負担すべき費用であるとの答弁がありました。

ほかには特に意見もなく、議案第85号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

ここからは陳情でございます。

当委員会に付託された陳情は2件であります。

陳情受理番号第13号、国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書の提出についての陳情であります。

陳情の趣旨は、沖縄の地方自治を尊重し、国は憲法に規定された国民の権利を守る義務があり、主権ある独立国として日本の法律や規則を米軍が順守するよう、日米地位協定を他国並みに対等な協定に改めるものに、地位協定の在り方から議論を始めるよう強く求められたものであります。

委員からは、反対意見もなく、願意を了承し、陳情受理番号第13号は、全会一致で採択すべきものと決しております。

続きまして、陳情受理番号第14号、地方自治を無視する国に沖縄との対話を求める意見書の提出に関する陳情であります。

陳情の趣旨は、国は辺野古の基地建設工事の見直しを図り、沖縄県との対等な関係における対話によって、辺野古唯一ではない解決策を模索すること、また、在住米軍基地の沖縄県以外への移転・縮小への意向を政府に対して強く求められたものであります。

この件につきましては、今後さらに審議を深める必要があると判断し、多数により、継続審査と決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 8番工藤委員長に申し上げますが、先ほど議案第70号の報告中に、乗合タクシーの料金について、一律「3000円」というふうに報告されましたが、「300円」が正解だと思いますので、訂正を願います。よろしいですか。

（「はい。」の声あり）

○議長（石川交三君） じゃあ後刻、議長をして調製いたします。

委員長報告に対する質疑を許します。9番荒川滋議員

○9番（荒川滋君） 一つ確認ですけども、議案第81号の専決処分の承認を求めてについてであります。

話を聞いていると、可決すべきものだったろうと思いますけれども、その報告がなかつたので、この確認の質問です。

（「もう一度お願いします。」の声あり）

○議長（石川交三君） 荒川滋議員

○9番（荒川滋君） 議案第81号の専決処分のところで、いろいろ説明をいただいたんですけども、最後のところで可決すべきものと決したという言葉がありませんでしたので、その確認の発言です。

○議長（石川交三君） 8番工藤委長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） 大変申し訳ございませんでした。

そのほかに特に意見もなく、議案第81号、専決処分（第10号）は、全会一致で承認しておりますので、よろしくお願ひいたします。大変失礼いたしました。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第82号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第67号、議案第68号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第73号、議案第74号、議案第84号、議案第85号は原案可決、議案第81号は原案承認、陳情第13号は採択、陳情

第14号は継続審査と決します。

次に、委員会提出議案第4号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第4号、国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。8番工藤委員長

○総務産業常任委員長（工藤政彦君） 委員会提出議案第4号、国民の命を守るために早急に日米地位協定の抜本的改定を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

沖縄の地方自治を尊重し、憲法に規定された国民の権利を守る義務があり、主権ある独立国として日本の法律や規則を米軍が遵守するよう、日米地位協定を他国並みに対等な協定に改めるために地位協定の在り方から議論を始めるよう強く求めるものであります。

意見書案と提出先は資料に添付しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第4号は可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） おはようございます。

令和6年12月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む9件、陳情6件であります。

これらの審査のため、12月12日午前10時より教育民生常任委員会において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は、7名全員であります。参与には、畠澤教育長、工藤学校教育課長、越

生涯学習課長、石井一住民生活課長、館岡健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員。書記には、生涯学習課 本間主事、住民生活課 畠山主査、地域包括支援センター 浅野主任、消防本部 伊藤消防士長をそれぞれ指名し、会議に入っています。

はじめに、議案第72号、五城目町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてあります。

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年3月13日に公布されたことに伴い、関係する当該条例の一部を改正するものであります。

委員からは、五城目町には家庭的保育事業がないので影響がないということでよいのかとの質疑があり、当局から、五城目町には関係することがないと答弁がございました。

そのほかに特に質疑もなく、議案第72号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第75号、五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により選定した五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターの指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該施設の指定管理者として指定するため議会の議決を求められたものであります。

委員から、五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターと説明があり、この「キカイ」という言葉はマシーンの機械なのか、チャンスの機会なのか、どちらが正しいのかと質疑があり、当局からは、設置時に五城目町高齢者等活動・生活支援促進機械施設馬川交流センターと名付けたので、機械：マシーンが正しい表記であると答弁がありました。

別の委員からは、町内会にお願いしているケースがほとんどであるが、受け入れができなくなるという事例は起きているかと質疑があり、当局からは、指定管理については何とか受け入れてもらっている。管理人の人材については、各地区で人材が少ないと伺っている状況。施設管理人の入れ替えも現在のところ、なかなか停滞している。しかし、大川地区公民館、富津内地区公民館の館長は新しい人になっていると答弁がありました。

議案第75号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第76号、五城目町馬場目地区文化交流センターの指定管理者の指定についてで

あります。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により選定した五城目町馬場目地区文化交流センターの指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該施設の指定管理者として指定するため議会の議決を求められたものであります。

委員からは、今後のコミュニティセンター化への動きはと質疑があり、当局からは、平成30年から佐藤慶彦議員から質疑があった内容であり、毎回の決算特別委員会でも指摘されている。今後3年間の中で、総務課とともに議論をしていきたいと答弁がありました。

議案第76号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第77号、五城目町富津内地区公民館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により選定した五城目町富津内地区公民館の指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該施設の指定管理者として指定するため議会の議決を求められたものであります。

委員からは特に質疑もなく、議案第77号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて議案第78号、五城目町総合生きがいセンターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により選定した五城目町総合生きがいセンターの指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該施設の指定管理者として指定するため議会の議決を求められたものであります。

委員からは、それぞれの公民館の耐用年数はどのようにになっているか、一番古い場所と、この内川地区生きがいセンターは、いつ竣工かと質疑があり、当局からは、建物として一番古い場所は大川地区の農村環境改善センターが1978年に設置、内川地区生きがいセンターは1991年に設置と答弁がございました。

委員から、各公民館は常時何名いることになっているかと質疑があり、当局からは、常に常時1名になっていると答弁がありました。

委員からは、1人勤務が良いのか、病気対応などでの配慮が必要ではと指摘も行われ

ました。

また、委員からは、名称について、生きがいセンターではなく内川公民館と併記したほうが対外的には理解しやすいのではと質疑があり、当局から、併記対応を行っていくと答弁がありました。

ほかには特に質疑もなく、議案第78号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

議案第79号、五城目町農村環境改善センターの指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により選定した五城目町農村環境改善センターの指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該施設の指定管理者として指定するため議会の議決を求められたものであります。

委員からは、2階のアスベスト対応はどのようにになっているかと質疑があり、当局からは、アスベストは取り出して封印した。その後、アスベストが舞っている状況はないとの答弁がありました。

委員から、大川地区公民館の活用状況はとの質疑があり、当局から、大川地区公民館館長が頑張っておられる。また、富津内地区公民館でも新しい館長になり、大変社交的でスポーツ万能、公民館運営に興味を持ち、青森で開催された全国大会にも参加されている。大川であれば議会の傍聴を行ったり、みんなの学校にも来てくれたりしている。森山地区公民館も町外からの視察受け入れを行ったりしている。森山の登山口でもあり、千代田区との児童交流でも利用されていると答弁がありました。

各研修に行く費用は、現状は館長さんの自己負担、公民館で予算を確保すべきではと委員から質疑があり、当局からは、各公民館と連絡を密にして行っていくと答弁がありました。

また、別の委員からは、コミュニティセンター化のために館長を補助していく集落支援員や地域おこし協力隊を入れていくなどの動きがあればいいのではないか、また、特別交付税も活用できるので、チラシ作りや新しいイベントを行うのはどうかと質疑があり、当局からは、大変重要なポイントであると思う。地域おこし協力隊や集落支援員の活用を含めて、先進事例を探して調べていくと答弁がございました。

議案第79号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第80号、五城目町森山地区公民館の指定管理者の指定についてであります。

本案は、五城目町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第5条第1項の規定により選定した五城目町森山地区公民館の指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該施設の指定管理者として指定するため議会の議決を求められたものであります。

委員からは特に質疑もなく、議案第80号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第82号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第5号）であります。住民生活課関係部分について。

歳入の主なものとして、民生費県負担金として令和6年4月以降に予定されていた災害救助費繰替支弁金3,061万円の減額補正、県から新規事業として協働による地域防災力強化事業費補助金として10万円を補正、地域版タイムラインの策定として、湯ノ又、上山内、下山内、富田の4か所で行っている環境衛生関係権限移譲推進交付金も実績に伴う県委託金として70.7万円を補正。

歳出としては、令和6年の災害救助費として15件800万円の支援が行われたが、使用されなかった3,000万円は減額補正となっています。

一般廃棄物埋立処分場管理運営費の補正として、施設警備委託料1.4万円の補正、本町部長町、大川西屋布の2基のカーブミラー補修費として交通安全対策修繕費12.7万円、防災行政無線、Jアラートの自動装置故障による交換対応として40万円、防災会議のタイムライン策定のための講師謝礼金20万円、杉ヶ崎墓苑給水管漏水修繕工事として18万円などがあります。

委員からは、Jアラートの機械故障とあったが、詳細は、また、防災無線の鍵の管理状況はと質疑があり、当局からは、自動でJアラートが鳴った時に自動で音を出す装置が故障した。現状は交換で対応している。ミサイルなど落下する地域が秋田県になっている場合には鳴る。鍵については、今後、町内会の管理を検討すると答弁がありました。

別の委員からは、災害救助費3,000万円の減額補正について質疑があり、当局からは、令和5年に210件が修理、155件は未修理、令和6年度に60件と想定し、15件が応急修理をした。その残り45件の差額を減額補正したものと答弁がありました。

続いて、健康福祉課関係部分についてであります。

歳入の主なものとして、障害者自立支援給付費等負担金の支出見込み650万の補正、過年度分の特別会計繰入金として19万5,000円を補正、歳出としては、健康福祉課関係として過年度分の返還金527万円を補正、社会福祉協議会事業費として、シーリング劣化による屋根のスパーク五城目の雨漏り補修6.7万円、障害者自立支援の人員増に伴う給付費として実績見込みのため1,300万円、介護保険会計繰出金として788万円、もりやまこども園待機児童対策費として債務負担行為を設定し、5年間で毎年500万円を限度額として計上、がん患者医療用補正具給付金として5万円を計上、ウイッグと乳がん対策の乳房をサポート、警備業者からの要請を受けて物価高騰、人件費高騰のため、施設管理費に1.5万円を計上。

委員からは、がん患者医療用補正給付費として5万円支給されているが、どのような経緯で利用され、どのような内容かと質疑があり、当局からは、この給付は病院の相談室から言われることもあるし、町の広報にも掲載されている。ウイッグは一つ3万円から20万円、乳房については2万円程度、補助規定は1回につき上限3万円であると答弁がありました。

学校教育課関係部分についてであります。

歳出としては、小学校の管理運営費として、中学校1名、小学校1名の事務員のスタッフ補充のための年度内予算を115万円を補正計上、中学校の階段に手すりを付けてユニバーサルデザイン化の対応48万円、中学校の教員向けの指導書、DVDマニュアルなど303万円、中学校の校門エリアの街灯補修工事LED化79万円、学校給食費無償化基金積立金として1,999万円を計上、公民体育館の業務用掃除機2点の交換で12万円、屋内温水プールの保温シートの更新40万円、ボイラー室の漏水対策22万となっております。

委員から、燃料、人件費の高騰により、プールの町内・町外の費用の値上げは、いつどのくらいの幅で行うのかと質疑があり、教育委員会の定例会議で検討し、来年の4月1日からプールが通常の時間帯でスタートしていく。条例改正も含めると、来年、令和8年ぐらいを目処に考えていきたいと答弁がありました。

委員からは、小学校、中学校の校務員の利用状況はと質疑があり、配置替えに伴う当初予算の不足分に対して費用の計上を行ったと答弁がありました。

生涯学習課関係部分についてであります。

歳出の主なものは、雀館運動公園管理費の工事請負費として128万円を計上、10

月19日の強風で松の木が倒れた弓道場の屋根の工事を対応、ただし、半額が建物共済保険対応されます。矢田津世子の没後80年事業として、10部の絵本、10部の紙芝居として111万円を計上。

委員から、矢田津世子の作品の中身はと質疑があり、当局からは、未発表作品の中に童話があり、子どもたちに読ませてあげたい。10部ずつ、こども園、大川保育園、おはなし会、「わーくる」などに配付すると説明がありました。

消防関係部分についてあります。

歳出の主なものは、緊急消防援助隊の燃料費として25万円であります。

委員からは、緊急消防援助隊の燃料費が後に町から、これ、国ですね、すいません、国から同額が支給されるとしても、一時的に職員からの負担であったことが初めて分かった経緯はと質疑があり、当局から、緊急消防援助隊が丸森町に移動した際には、職員が立て替えて対応していた。今後は、災害被災地へ迅速に移動することが必要なため、町長、副町長に相談したところ、立て替え払いしていたことをなるべく早く改善したほうがよいと判断が出たと答弁がございました。

議案第82号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第83号、令和6年度五城目介護保険特別会計補正予算であります。

本案は、介護給付費負担金の補正、地域支援事業の過年度清算額の補正、人事院勧告による人件費の補正であります。

主な歳入としては、介護給付費の補正として国庫負担金1,072万円、県支出金880万円などとなっております。

歳出としては、14万円の郵便料金の不足、施設介護サービス給付費として6,000万円を計上、昨年度返還金として195万円を計上しております。

委員からは、6,000万円の補正の具体的な内容は、また、施設利用の伸びがあるのかと質疑があり、当局からは、この6,000万円の利用については要介護者の施設サービスに要する給付費となっている。想定より伸びがあったとも言える。介護認定の介護度の上昇に伴うものであるとの答弁がございました。

議案第83号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

続きまして、当委員会に付託されました陳情は6件であります。

陳情受理番号第7号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善について國に意見書提出を求める陳情であります。

委員からは、これまでと同じ趣旨の陳情を採択している。採択に賛成であるとの意見も聞かれ、陳情受理番号第7号は願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情受理番号第8号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増のため国に意見書提出を求める陳情であります。

委員からは、介護のケアスタッフについては賃金を手厚く扱うべきである。これまで同じ趣旨の陳情を採択している。採択に賛成であるとの意見も聞かれ、陳情受理番号第8号は願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情受理番号第9号、健康保険証廃止の中止について国に意見書提出を求める陳情であります。

委員から、現状のマイナンバーの利用率について質疑があり、現状は13%程度と答弁がありました。

また、委員から、五城目町でも高齢者福祉施設が多くあるが、その施設でどのように取り扱っているかと質疑があり、当局からは、町では把握していない。町には相談も入っていないと答弁がありました。

また、委員から、一人暮らしで救急車搬送された場合、身分を証明できない場合、同意を得ることができない。本人に意識がない場合、どのような対応をするのかと質疑があり、当局からは、昨年、救急医療情報を民生児童委員の総会で共有してもらえるように、クリアファイルに入れてもらうようお願いをした。また、今年度、医療情報を救急隊が読み取る検証を行っている。能代山本地区で実証実験を行ったが、来年度に向けて全国展開を行う方向性だという話を聞いていると答弁がありました。

委員からは、これまでと同じ趣旨の陳情を採択している。採択に賛成であるとの意見も聞かれ、陳情受理番号第9号は願意を了承し、賛成多数で採択すべきものと決しております。

次に、陳情受理番号第10号、「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書であります。

委員からは、採択に賛成であるとの意見も聞かれ、陳情受理番号第10号は願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情受理番号第11号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情であります。

参与である教育長から、国の制度として運用してもらえると助かるとの発言がございました。委員からも、秋田市でも実施するといつているとの意見も聞かれ、陳情受理番号第11号は願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

次に、陳情受理番号第12号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情であります。

健康福祉課長からは、国の補助があれば町としても助かるとの発言がございました。委員からは、これまで同じ趣旨の陳情採択している。採択に賛成であるとの意見も聞かれ、陳情受理番号第12号は願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、令和6年12月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。13番佐々木議員

○13番（佐々木仁茂君） 松浦委員長にお尋ねをいたします。

議案第82号の関係部分の中で、いわゆる雀館運動公園の弓道場が倒木によって破損したという、そういった事例がありました。総務産業常任委員会では、議案第67号で町道のいわゆるグレーチングによって乗用車に損害を与えたと。いわゆる町の管理、町道含めいろんな公園とかそういった中で、雀館運動公園の場合は、特に小学校もある、近いということで、立木以外にも様々なこの徹底した管理が必要と思われます。人身事故が今回は発生していないということですが、そういった徹底した管理、そういった意見はなかったのかお伺いいたします。

○議長（石川交三君） 7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 13番佐々木議員にお答えいたします。

その倒木に関する事案については、委員会の中では意見はございませんでした。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第82号関係部分を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第72号、議案第75号、議案第76号、議案第77号、議案第78号、議案第79号、議案第80号、議案第83号は原案可決と決します。陳情第7号、陳情第8号、陳情第9号、陳情第10号、陳情第11号、陳情第12号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第5号、委員会提出議案第6号、委員会提出議案第7号、委員会提出議案第8号、委員会提出議案第9号、委員会提出議案第10号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第5号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第5号、安全・安心の医療・介護実現のため人員増と処遇改善を求める意見書について、提案理由を申し上げます。

提案理由。新たな感染症や災害対策に備えるためにも、安全・安心の医療・介護を実現するため、必要な人員体制の確保を国の責任で行い、対策の中心となる公立・公的病院や保健所の拡充など機能強化を強く求める。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第5号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第6号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第6号、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書について、提案理由を述べます。

提案理由。医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において全額公費による追加の賃上げ支援策を実行し、物価高騰や

人件費増を補えるだけの診療報酬と介護報酬を抜本的に引き上げる臨時改定を実施するよう求めるものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第6号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第7号、健康保険証廃止の中止を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第7号、健康保険証廃止の中止を求める意見書についてであります。提案理由を述べます。

提案理由。健康保険証の廃止は国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、国においては、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望するものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第7号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第8号、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第8号、介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書についてであります。提案理由を申し述べます。

提案理由。介護する人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度の実現のために、社会保障費を大幅に増やし、必要な時に必要な介護が保障されるよう、費用負担の軽減、サービスの拡充など抜本的な見直しを行い、介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げるよう求めるものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第8号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第9号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第9号、「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書についてであります。提案理由を申し述べます。

提案理由。小・中学校給食費無償化の実施の最大のネックは地方自治体の財源であり、実施市町村では様々な工夫がなされているが、費用の確保は実現に向けた大きな課題である。そのため、国の制度として学校給食費無償化への実現を強く要望するものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第9号は可決と決します。

次に、委員会提出議案第10号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。7番松浦委員長

○教育民生常任委員長（松浦真君） 委員会提出議案第10号、「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書についてであります。提案理由を申し述べます。

提案理由。子どもの病気の早期発見・早期治療を支え、全ての子どもの健やかな成長を保障するために医療費の心配をなくすことは重要である。そのために国による子ども医療費窓口負担無料制度の創設を強く望むものであります。

意見書案と提出先は添付してございますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第10号は可決と決します。

次に、議案第82号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本案に対する各委員長報告は原案可決です。議案第82号については、この際、討論省略の上、各委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第82号、令和6年度五城目町一般会計補正予算（第5号）は、原案可決と決します。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま9番荒川滋議員から議員の辞職願が提出をされております。

お諮りいたします。この際、荒川滋議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、荒川滋議員の議員辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定に基づき、9番荒川滋議員の退席を求めます。

(9番 荒川滋君 退席)

○議長（石川交三君） では、その辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（千田絢子君） 辞職願

今般、一身上の都合により、五城目町議会議員を辞職したいので許可されるよう願い出ます。

令和6年12月16日 五城目町議会議員 荒川滋

五城目町議会議長 石川交三 様

○議長（石川交三君） お諮りいたします。荒川滋議員の議員の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、荒川滋議員の議員の辞職を許

可することに決しました。

荒川滋議員の議員辞職に伴い、議会運営委員が欠員となりましたので、その協議について議会運営委員会開催のため、暫時休憩します。

午前11時17分 休憩

---

午前11時23分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員長報告を求めます。10番椎名副委員長

○議会運営副委員長（椎名志保君） 議会運営委員長報告をいたします。

議会運営委員の欠員に伴い、委員補充の協議のため、本日午前11時20分より議会運営委員会室において議会運営委員会を開催しておりますのでご報告いたします。

出席委員は5名であります。参与には石川議長、斎藤副議長、書記には千田議会事務局長を指名し、会議に入っております。

議会運営委員会の委員の選出は、各常任委員会の代表各3名をもって選出するとの議会運営に関する申し合わせ事項により、欠員が生じました教育民生常任委員会より新たに1名を選出することといたしました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（石川交三君） 議会運営委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 議会運営委員長報告に対する質疑はないものと決します。

お諮りいたします。議会運営委員の選出については、議会運営委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議会運営委員長報告のとおり決します。

教育民生常任委員会開催のため、暫時休憩します。

午前11時25分 休憩

---

午前11時29分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員の氏名を事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（千田絢子君） それでは、議会運営委員を報告いたします。

教育民生常任委員から、1番小玉正範議員であります。

○議長（石川交三君） ただいま報告いたしました1番小玉正範議員を議会運営委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、ただいま選任いたしました1番小玉正範議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

委員会条例第8条第2項により、委員長については委員会において互選することになります。よって、委員長を互選願います。

議会運営委員会開催のため、暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

.....

午前11時36分 再開

○議長（石川交三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の委員長を事務局長より報告いたさせます。

○議会事務局長（千田絢子君） それでは、議会運営委員会の委員長を報告いたします。

議会運営委員長には、13番佐々木仁茂議員。

以上でございます。

○議長（石川交三君） ただいま報告したとおり、議会運営委員会の委員長の選任が決定をいたしました。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和6年第4回五城目町議会定例会を閉会いたします。どうも大変ご苦労様でした。

---

午前11時37分 閉会

会 議 錄 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員